

(第71号議案)

中野区自転車駐車場条例の一部を改正する条例について

中野駅北口中央自転車駐車場を廃止するとともに、中野四季の森公園地下自転車駐車場を新たに設置する。

1 設置する施設

○ 施設概要

- ・名称：中野四季の森公園地下自転車駐車場
- ・所在地：中野区中野四丁目12番先
- ・収容台数：1,500台(地下自走式、ゲートシステムによる入退場管理)

○ 利用内容

- ・利用料金：定期利用 1か月1,600円 3か月4,200円
一日利用 100円
- ・利用時間：24時間

○ 開設日

平成31年2月1日

2 廃止する施設

○ 施設概要

- ・名称：中野駅北口中央自転車駐車場
- ・所在地：中野区中野四丁目9番先
- ・収容台数：1,800台(駐輪ラック式)

○ 利用内容

- ・利用料金：定期利用 1か月1,900円 3か月5,100円
- ・利用時間：24時間

○ 廃止日

平成31年2月1日

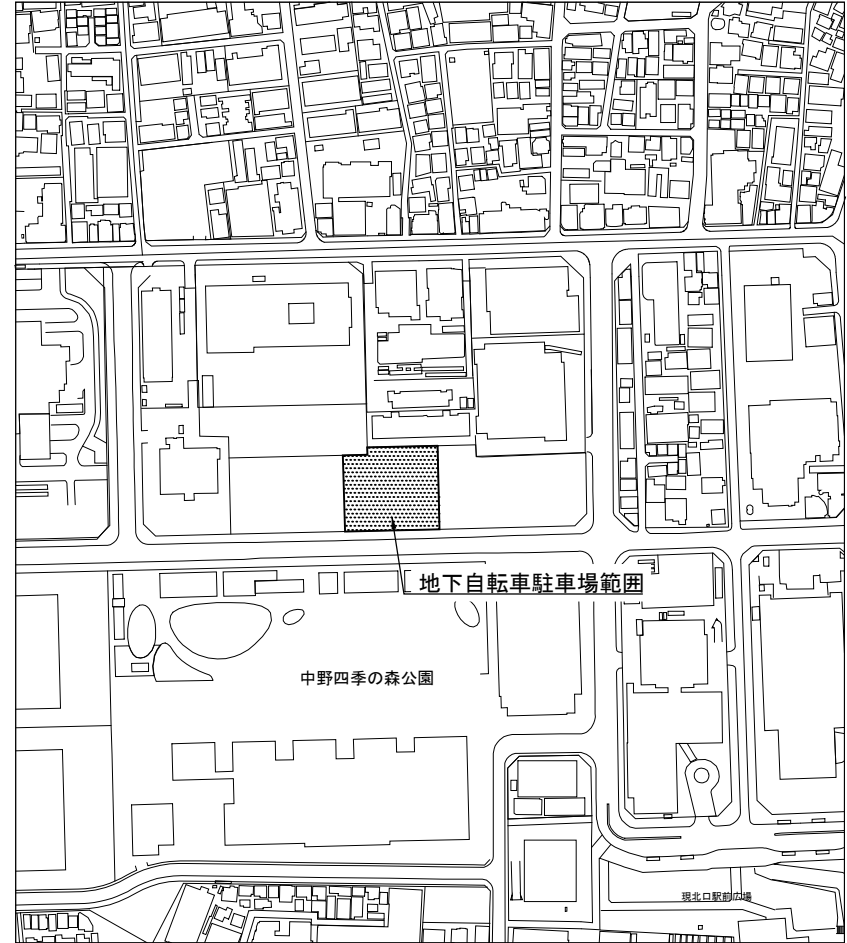
3 関係規定の整備

本改正条例の議決に伴う、中野四季の森公園地下自転車駐車場の利用料金等の利用形態及び中野駅北口中央自転車駐車場の廃止に関する、中野区自転車駐車場条例施行規則の整備は、別途行う。

案内図



配置図



中野区自転車駐車場条例（昭和61年中野区条例第21号）新旧対照表

改正案			現行		
第1条～第22条（略） 附則（略） 別表第1（第2条関係）			第1条～第22条（略） 附則（略） 別表第1（第2条関係）		
種類	名称	位置	種類	名称	位置
有料制駐車場	鷺宮南自転車駐車場 ） 東中野駅前広場地下自転車駐車場	（略）	有料制駐車場	中野駅北口中央自転車駐車場	（略）
	中野四季の森公園地下自転車駐車場	中野区中野四丁目12番先		鷺宮南自転車駐車場 ） 東中野駅前広場地下自転車駐車場	（略）
登録制駐車場	（略）	（略）	登録制駐車場	（略）	（略）
別表第2（第8条関係）（略） 附則 1 この条例は、平成31年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 2 改正後の別表第1に掲げる有料制駐車場のうち中野四季の森公園地下自転車駐車場の利用に係る中野区自転車駐車場条例第6条の規定による利用資格の登録（以下「登録」という。）の承認、同条例第7条第1項の規定による利用料の納付及び免除、同条例第10条の規定による登録の制限、同条例第11条の規定による登録の取消し及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。			別表第2（第8条関係）（略）		